



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

中国のデータセキュリティ及び個人情報保護に関する最近の動向

2023年3月9日

概要

1. 2023年3月7日に発表された国務院機構改革案において、国家データ局の設立が規定されました。
2. 国家インターネット情報弁公室が『個人情報越境移転標準契約弁法』を公布し、記者からの質問に回答しました。

本稿では、中国のデータセキュリティ及び個人情報保護に関する最近の法律ニュースを収集、整理し、ご紹介いたします。貴社の業務にお役立ていただければ幸いです。

1. 国務院機構改革案において、国家データ局の設立が規定されました。

2023年3月7日、国務院は機構改革案を發布し、その中で【国家データ局】の設立を規定しました。具体的な内容は次のとおりです。¹

- ①. データの安全性、業界データの監督管理、情報化の発展、デジタル政府の建設など、現行の業務構造の全体的な安定を維持するという前提の下、データリソースの統合・共有及び開発・利用に関する職責を相対的に集中させるため【国家データ局】を組織し、【国家発展・改革委員会】が管理する国家局として、データ基礎制度の確立を協調的に推進し、デジタル中国、デジタル経済、デジタル社会の計画と建設などを統一的に推進する責任を負わせます。
- ②. 【中央ネットワーク安全及び情報化委員会弁公室】が担当するデジタル中国建設方案の研究・立案、公共サービス及び社会ガバナンスの情報化の調整・推進、スマート都市建設の調整・促進、国家重要データリソースの開発・利用・共有に関する調整、業界・部門を跨ぐデータリソースの相互接続の推進などの職責が、【国家データ局】に組み入れられます。
- ③. 【国家発展改革委員会】が担うデジタル経済発展の統一的推進、国家ビッグデータ戦略の組織・実施、データ要素に関する基礎的制度確立の推進、デジタルインフラ施設建設

¹http://www.gov.cn/guowuyuan/2023-03/08/content_5745356.htm

の推進などの職責が、【国家データ局】に組み入れられます。

2. 国家インターネット情報弁公室が『個人情報越境移転標準契約弁法』を公布し、これに関連する記者からの質問に答えました。

2023年2月24日、国家インターネット情報弁公室は『個人情報越境移転標準契約弁法』²（以下、『弁法』といいます。）を公布しました。本弁法は2023年6月1日から施行されます。『弁法』の付属文書を標準契約書の見本としており、その主な内容は次のとおりです。

- ・契約書の関連定義及び基本要素
- ・個人情報取扱者及び国外受領者の契約義務
- ・国外受領者の所在国又は地域における個人情報保護政策及び法規が契約履行に与える影響
- ・個人情報主体の権利及び関連救済
- ・契約解除、違約責任、紛争の解決などの事項

上記に加え、個人情報の越境移転についての説明、双方が定めるその他の条項など2つの付録が設けられています。

同日、国家インターネット情報弁公室の関係責任者は、『弁法』に関連する記者からの質問に回答しました。質問とその回答を以下に記載いたします。³

Q:『弁法』ができた背景を簡単に説明してください。

A:近年、デジタル経済の飛躍的な発展に伴い、個人情報を越境移転することへの需要が急速に増加し、個人情報の権益保護が大きな課題に直面しています。『個人情報保護法』は、個人情報を外国に提供する規則について基礎的な規定を設けており、国家インターネット通信部門が作成した標準契約に基づき契約を締結することが、外国に個人情報を提供する法的なルートの一つとなります。『弁法』の制定・公布は、法律規定を実行するための重要な措置であり、その目的は個人情報の権益を保護し、個人情報の越境移転活動を規範化することにあります。

Q:どのような場合において、標準的な契約を締結することで個人情報を外国に提供できるようになりますか。

A:『弁法』では、個人情報取扱者が標準契約の締結によりそれを外国に提供する場合、次の状況に合致しなければならないと明記しています。

1. 個人情報取扱者が基幹情報インフラ運営者ではないこと
2. 扱う個人情報が【100万人未満】であること
3. 前年1月1日から外国に提供した個人情報が累計で【10万人未満】であること

²http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm

³http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884829601935.htm

4. 前年1月1日から外国に提供したセンシティブな個人情報が累計で【1万人未満】であること

上記と同時に、『弁法』は、法律・行政法規又は国家インターネット通信部門に別段の定めがある場合には、その定めに従うことと定めています。また、個人情報の提供数を分けるなどの手段を講じてはならず、法に従い越境移転安全評価を通過した個人情報を、標準契約の締結を通じて外国に提供しなければならないと個人情報の取扱者に対し要求しています。

Q:個人情報取扱者は、個人情報保護影響評価をどのように実施すべきでしょうか。

A:『弁法』は、個人情報取扱者が外国に個人情報を提供する前に、個人情報保護影響評価を実施することを要求しています。以下は重点的に評価すべき内容です。

1. 個人情報取扱者と国外受領者が個人情報を取り扱う目的、範囲及び方法等の適法性、正当性並びに必要性
2. 外国に移転する個人情報の規模、範囲、種類、センシティブさの程度、個人情報の越境移転が個人情報の権益にもたらすリスク
3. 国外受領者が負うことを承諾した義務、及び義務履行に関する管理と技術的措置、能力等が個人情報の越境移転の安全性を保障できるか否か
4. 個人情報を越境移転させた後の改竄、破壊、漏洩、紛失、不法利用等のリスクについて、個人情報の権益保護にスムーズなルートがあるか否か
5. 国外受領者の所在国又は地区の個人情報保護政策及び法規が標準契約の履行に与える影響
6. その他個人情報の安全な越境移転に影響する可能性のある事項

Q:個人情報取扱者は標準的な契約書の届出をどのように行うのですか。

A:『弁法』では、個人情報取扱者は、標準契約の発効日から10営業日以内に所在地の省級インターネット通信部門に届出をしなければならないと定めています。届出が必要な資料には、【標準契約書】と【個人情報保護影響評価報告書】が含まれます。⁴

Q:標準契約の有効期間内において、個人情報取扱者が改めて届出手続を履行する必要があるのは、どのような状況が発生した場合でしょうか。

A:標準契約の有効期間内において、個人情報処理者が再度個人情報保護影響評価を実施し、標準契約を補足又は新たに締結し、かつ届出手続をしなければならない場合について、『弁法』では、以下三つの状況を定めています。

1. 外国へ個人情報を提供する目的、範囲、種類、センシティブさの程度、方式、保管場所若しくは国外受領者の個人情報取り扱い用途、方法に変化が生じた場合、又は個人情報の国外保管期間が延長された場合

⁴【世民注】：報告書の書式は中国関連の国家基準を参考にすることができます。

2. 国外受領者の所在国又は地区の個人情報保護政策若しくは法規に変化が生じる等、個人情報権益に影響を及ぼす可能性がある場合
3. 個人情報権益に影響を及ぼす可能性があるその他の場合

Q:標準契約の届出後、個人情報取扱者の商業秘密などの適法な権益はどのように保障されるのですか。

A:『弁法』では、インターネット通信部門及びその職員が職責を履行する中で知り得た個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、ビジネス関連秘密保持情報等について、法により秘密を保持しなければならず、漏洩若しくは不法に他人に提供し、又は不法に使用してはならないと定めています。

Q:標準的な契約書の見本には主にどのような内容が含まれますか。

A:『弁法』の附属文書を標準契約書の見本としており、その主な内容は次のとおりです。

- ・契約書の関連定義及び基本要素
- ・個人情報取扱者及び国外受領者の契約義務
- ・国外受領者の所在国又は地域における個人情報保護政策及び法規が契約履行に与える影響
- ・個人情報主体の権利及び関連救済
- ・契約解除、違約責任、紛争の解決などの事項

上記に加え、個人情報の越境移転についての説明、双方が定めるその他の条項など 2 つの付録が設けられています。

Q:標準的な契約内容は変更してもよいですか？ 標準契約の締結後、個人情報の越境移転活動を実施できるのはいつですか。

A:『弁法』は、当該弁法の附属文書である標準契約書の見本に厳格に従い標準契約を締結しなければならないと定めています。国家インターネット通信部門は、実際の状況に基づき附属文書に対して調整を行うことができます。個人情報取扱者は、国外受領者とその他の条項を取り決めることができますが、標準契約と抵触してはなりません。また『弁法』は、標準契約が発効して初めて個人情報の越境移転活動を行うことができると定めています。

Q:『弁法』に違反した場合、どのように法的責任を追及されますか？

A:『弁法』は、個人情報取扱者が本弁法の規定に違反した場合、『中華人民共和国個人情報保護法』等の法律法規に基づき処理するとしています。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任が追及されます。

Q:『弁法』施行前に実施済みの個人情報の越境移転活動に対し、本弁法は適用されるのでしょうか。

A:『弁法』は、本弁法の施行前に実施済みの個人情報の越境移転活動が本弁法の規定に合致しない場合、本弁法の施行日から 6 ヶ月以内(世民注:即ち 2023 年 11 月末まで)に是正を完了しなければならないと明確にしています。

注:上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されたものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があり、その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口 :
黒田(東京)

中国大陸窓口:
中野(大連)
坂口(上海)

info@shiminlaw.com